

令和7年第3回阿武町議会定例会 会議録

第 2 号

令和7年9月19日(金曜日)

開会 15時00分 ~ 閉会 16時27分

議事日程

開会 令和7年9月19日(金) 15時00分

開会の宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第1号 専決処分を報告し承認を求めるについて（令和7年度阿武町一般会計補正予算（第2回））

日程第3 議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

日程第4 議案第3号 阿武町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び阿武町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第4号 阿武町国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第5号 阿武町診療所等複合施設建設工事の請負契約の締結について

日程第7 議案第6号 阿武町薪ボイラー施設整備工事の請負契約の締結について

日程第8 議案第10号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

日程第9 議案第11号 令和7年度阿武町一般会計補正予算（第3回）

日程第10 議案第12号 令和7年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第2回）

日程第11 議案第13号 令和7年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第2回）

日程第12 議案第14号 令和7年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2回）

日程第13 議案第15号 令和7年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）

日程第14 議案第16号 令和7年度阿武町簡易水道事業会計補正予算（第1回）

日程第15 議案第17号 令和6年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について

追加日程第1 議案第18号 美咲第5分譲宅地整備工事の請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8名）

議席番号

1番 米津高明

2番 上村萌那

3番 白松靖之

4番 西村容子

5番 松田穰

6番 池田倫拓

7番 副議長 市原旭

8番 議長 末若憲二

欠席議員 なし

欠員 なし

説明のため出席したもの

町長 花田憲彦

副町長(総務課長事務取扱) 中野貴夫

教育長 綱本徳文

まちづくり推進課長 高橋仁志

健康福祉課長 矢次信夫

戸籍税務課長 水津繁斎

農林水産課長 野原淳

土木建築課長 近藤慎治

教育委員会事務局長 杉山和人

会計管理者 柴田奈美

福賀支所長 茂刈立也

宇田郷支所長 小野智彦

欠席参与 なし

事務局職員出席者

議会事務局長 三浦 貴

議会書記 平田 祥子

開会 15時00分

開会の宣告

○議長（末若憲二） 全員御起立お願いします。互礼を交わします。一同、礼。こんにちは。御着席ください。

議員の皆様には、令和7年第3回阿武町議会定例会最終日の御出席、御苦労さまです。本日の出席議員は8人全員です。これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、委員長報告、討論、採決です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（末若憲二） これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、2番、上村萌那君、3番、白松靖之君を指名します。

日程第2 議案第1号から日程第8 議案第10号を一括上程

○議長（末若憲二） 日程第2、議案第1号から日程第8、議案第10号までを一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案7件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、御登壇ください。

○特別委員会委員長（松田 穂） それでは、9月12日に行われました行財政改革等特別委員会に付託されました議案14件のうち、議案第1号から議案第6号及び議案第10号までの7件について、審議の内容と結果を報告いたします。

審議に入る前に議案ではないですが、事前に詳細を問う質問があった最大20%戻ってくるPayPayのキャッシュレスキャンペーンについて、執行部より、これは物価高騰対応生活支援と銘打ったもので、町の物価高騰対策と混同されたり、一事業者に町が加担しているのかと感じられる町民の方もいるよう思うが、キャッシュレス推進、また、町の事業者の応援のために、利用者シェアが49.5%と最も多いPayPayのキャンペーンで、全国では476自治体がこのキャンペーンを行っていること、また、事業者によるスマホ教室を行ったことなど、詳しい答弁がありました。それに対し、事前のアナウンスをしっかりと行ったほうがよかつたのではないかという質問があり、執行部より、今後は今回の反省も生かし、しっかりとした事前説明をしていくという答弁がありました。ほか2件の質問があり、執行部よりそれぞれ適切な答弁がありました。

では、議案第1号専決処分を報告し承認を求めるについて（令和7年度阿武町一般会計補正予算（第2回））の審議に入りました。これは、先日、実施された定額減税補足給付金について、一般会計補正予算の専決処分がなされたので、これを報告し承認を求めるものです。令和6年に実施された定額減税で減税し切れなかったと見込まれる人に追加で給付されるもので、支給対象者は275人を見込むものです。慎重審議の末、全会一致にて原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第2号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の審議に入りました。これは、令和6年6月に公布された地方自治法の一部改正により、公金の収納事務のデジタル化が整備され、関係条例の条ずれが生じることから、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例のほか、2つの条例について一括上程するものです。慎重審議の後、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第3号阿武町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び阿武町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の審議に入りました。これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律及び人事院規則の一部を改正する人事院規則の公布により制度の見直しがされたた

め、関係条例の改正を行うものです。現状の職員の有休取得は難しいように見えるがどうなのかという質疑があり、執行部より、町職員の有休取得平均が9.5日、県職員が14.1日で、県庁に比べて少ない。今後、仕事の見直しなどにより、職員の有休取得が増えるよう促していきたいことなど丁寧な答弁がありました。審議の結果、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第4号阿武町国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例の審議を行いました。これは、あぶ診療所の開設に伴い、条文の「福賀診療所」の次に、「及びあぶ診療所」を追加するなどの改正です。慎重に審議を行い、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号診療所等複合施設建設工事の請負契約の締結についての審議に入りました。これは、旧斎藤医院横に造成した用地に、あぶ診療所となる診療所等複合施設を整備するもので、工事の予定価格が5,000万円を超えることから、今回議案として上程するものです。公募型プロポーザルの内容等質疑があり、執行部より、事前に数社より問合せがあり、それぞれ打合せも行ったが、作業員の確保が困難なため辞退するなど、最終的に1社の応募となった。提案内容を各委員が採点したところ、高得点でもあり、採用を決定したとの答弁がありました。慎重審議の末、全会一致にて可決すべきものと決しました。

引き続き、議案第6号阿武町薪ボイラー施設整備工事の請負契約の締結についての審議を行いました。こちらも、工事の予定価格は5,000万円を超えることから、議案として上程するもので、道の駅のチップボイラーの跡地に新たに温泉の熱源として薪ボイラーの施設を整備するものです。薪を燃やした後の灰が残ると思うが、危険性のないものであれば、もみ殻等と混ぜ堆肥にするなど、再利用のための活用を考えていないのかとの質疑があり、執行部より、ボイラーの燃焼効率がよいため、1年間で乾燥した薪を約100トン燃焼させ、約1トンの灰が出る予定である。当初、産廃として考えていたが、他自治体では肥料用として販売しているところもあり、需要があれば県や保健所にも確認して、再利用の検討もしていくとの答弁がありました。そのほか、騒音や煙についての質疑と、騒音対策の要望があり、執行部より適切な答弁がありました。慎重に審議を行った後、全会一致にて可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号和解及び損害賠償の額を定めることについての審議に入りました。これは、本年5月に奈古地区の西の二集落内で発生した財物事故に関するもので、町道を自動車が走行中、敷設されたグレーティングが跳ね上がり、

当該車両の一部を破損したものです。損害の賠償額については、町が加入している全国町村会総合賠償補償保険から全額支払われる予定です。事故の発生時間が遅い時間帯で、その時間にどういった経緯で事故が起きたのかなどの詳細を問う質疑があり、執行部より、丁寧かつ詳細な答弁がありました。他町内に同じような不具合のある場所への対応について要望があり、執行部より適切な答弁がありました。審議の結果、全会一致にて可決すべきものと決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました議案14件のうち、議案第1号から議案第6号及び議案第10号までの7件について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長（末若憲二） 以上で、委員長の報告を終わります。

続いて討論に入ります。討論は、議案第1号から議案第10号まで一括して行います。一括して討論はありませんか。

（「なし」という声あり。）

○議長（末若憲二） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。採決は1議案ごと行います。まず、議案第1号専決処分を報告し承認を求めることについて（令和7年度阿武町一般会計補正予算（第2回））について、お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案承認です。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長（末若憲二） 全員御異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第2号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長（末若憲二） 全員御異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号阿武町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び阿武町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長（末若憲二） 全員御異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号阿武町国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例について、お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長（末若憲二） 全員御異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号阿武町診療所等複合施設建設工事の請負契約の締結について、お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長（末若憲二） 全員御異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号阿武町薪ボイラー施設整備工事の請負契約の締結について、お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長（末若憲二） 全員御異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号和解及び損害賠償の額を定めることについて、お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長（末若憲二） 全員御異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第11号から日程第14 議案第16号を一括上程

○議長（末若憲二） 日程第9、議案第11号から日程第14、議案第16号までを一括議題とします。

まず特別委員会に付託されました議案6件について、委員長の報告を求めま

す。特別委員会委員長、御登壇ください。

○特別委員会委員長（松田 穣） では、先ほどに続きまして、行財政改革等特別委員会に付託されました議案14件のうち、議案第11号から議案第16号までの6件について、審議の内容と結果の報告をいたします。

まず、議案第11号令和7年度阿武町一般会計補正予算（第3回）の審議を行いました。歳出から款ごとに審議を行いまして、3款・民生費、1項・社会福祉費の高压引込線移転工事の詳細について質疑があり、執行部より、診療所建設工事を行う際に、現在の高压線が支障となるため移設を行うとの答弁がありました。

また2項・児童福祉費、保育所運営費の工事内容について質疑があり、執行部より適切な答弁がありました。

10款・教育費、1項・教育総務費、修繕料について、公用車の修繕ということで内容等質疑があり、執行部より、公用車を駐車する際にコンクリート塀にこすってしまった。そのため、運転席後ろのドア等の修理を行うという説明がありました。

11款・災害復旧費、1項・農林水産施設災害復旧費、2項・公共土木施設災害復旧費の復旧工事の場所や詳細を問う質疑があり、執行部より、それぞれ本年8月9日から12日の豪雨による災害で、宇久地区において、田んぼの畦畔が3か所崩壊、また、下郷地区にて郷川左岸側の護岸の浸食の修復を行うが、郷川は県の管理となり、県が護岸の復旧を行い、町は道路の舗装復旧を行うとの説明がありました。

歳出の審議後、歳入に関しても慎重に審議を行い、議案第11号は全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第12号令和7年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第2回）の審議を行いました。慎重に審議を行った結果、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号令和7年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第2回）の審議を行いました。2款・医療費の修繕料の内容について質疑があり、執行部より、福賀診療所で使用する内視鏡先端ノズルの気密不良、また操作部の修理を行ったとの答弁がありました。ほかに質疑はなく、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第14号令和7年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

(第2回)、議案第15号令和7年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第1回)、議案第16号令和7年度阿武町簡易水道事業会計補正予算(第1回)に関して審議を行いました。それぞれ慎重に審議を行い、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました議案第11号から議案第16号までの6件について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長(末若憲二) 以上で委員長の報告を終わります。

続いて討論に入ります。討論は議案第11号から議案第16号まで一括して行います。一括して討論ありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長(末若憲二) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。採決は1議案ごと行います。まず、議案第11号令和7年度阿武町一般会計補正予算(第3回)について、お諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長(末若憲二) お下ろしください。挙手全員です。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号令和7年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第2回)について、お諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長(末若憲二) お下ろしください。挙手全員です。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号令和7年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第2回)について、お諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長(末若憲二) お下ろしください。挙手全員です。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号令和7年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2回）について、お諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

（「挙手全員」）

○議長（末若憲二） お下ろしください。挙手全員です。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号令和7年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）について、お諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

（「挙手全員」）

○議長（末若憲二） お下ろしください。挙手全員です。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号令和7年度阿武町簡易水道事業会計補正予算（第1回）について、お諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

（「挙手全員」）

○議長（末若憲二） お下ろしください。挙手全員です。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第17号を上程

○議長（末若憲二） 日程第15、議案第17号を議題とします。

まず特別委員会委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、御登壇ください。

○特別委員会委員長（松田 穂） では、最後に行財政等特別委員会に付託されました議案第17号について、審議の内容と結果の報告をいたします。議案第17号、令和6年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定についての審議に入りました。まず一般会計の歳出から款ごとに質疑を行いました。

2款・総務費、1項・総務管理費、7目・企画総務費のホームタウンデーバス使用料について、レノファの試合観戦に行くためのものと思うが、利用者があまりいないと聞いたが、利用状況とPR方法はどうなのかとの質疑があり、執行部より、今年は学校行事と重なったこともあり、利用者が7名と少なかつ

た。告知は広報にチラシを入れて、全戸に配布しているとの答弁がありました。

ほか8目・企画振興費の町人会及び阿武町出身者企業訪問費の内容を問う質疑があり、執行部より、都市部の町人会を訪問する際に、約束の取れた企業等、昨年は10件を訪問し、2件の事業者が町内に事業所を開設されたとの答弁がありました。

3款・民生費、1項・社会福祉費、1目・社会福祉総務費の窓口相談文字起こし表示システムの利用状況について質疑があり、執行部より、これはコロナ流行時に町の提案で民間業者が開発したもので、かなりの精度で間違いなく文字起こしをしてくれる。使った時間分使用料が発生するため、必要な方が窓口に来られたときに使用している。担当者も意思の疎通がしっかりと取れるため非常に役立っているとの答弁がありました。

7款・商工費、1項商工費、3目・道の駅産業振興費の温水プール多目的ルーム空調更新工事について、プールはなくなるという話だが、この空調はどうなるのか、どこかで使うのかとの質疑があり、執行部より、当初プール廃止の話がある中、現利用者が猛暑の中、エアコンなしでの利用というわけにもいかないので設置した。もともとの埋め込み式ではなく、流用可能な吊り下げ式のエアコンにしたとの答弁がありました。また、後々どこに流用するか決まっていないのかという質疑があり、新施設の管理棟など流用を考えているが、はつきりとは決まっていないとの回答がありました。ほか地域内循環地方創生特別事業費に関して1件の質疑があり、執行部より適切な答弁がありました。

9款・消防費に関して、昨年の全国操法大会出場の旅費等について質疑があり、執行部より、飛行機や新幹線などの旅行手段について、旅行代理店と協議した結果、全体最適を考慮し、移動手段や宿泊先を決定したことなど、丁寧な答弁がありました。

10款・教育費、5項・保健体育費の阿武スイムラン大会補助金に関して、近年の出場者の動向や、暑い中、運営するスタッフの様子を問う質疑があり、執行部より、出場者数の実数も含め過去の出場者の動向や、前日の準備や人員の配置など、苦心する部分もあることに加え、大会後のアンケートでは、運営スタッフからは暑くて大変だという意見もあるが、改善に関する提案など、前向きな意見が多かった。また、出場者からは、大会が好きだから、またバイクがないので参加しやすい等の意見が多かったことの詳しい答弁がありました。

歳出に関して審議を終えた後、歳入についても慎重に審議を行いました。

一般会計の審議を終え、続いて特別会計の審議に入りました。特別会計は、それぞれ歳入歳出一括にて質疑を行いました。まず、国民健康保険事業（事業勘定）特別会計について、4款・保健事業費の日帰り人間ドック委託料の不用額が多い理由を問う質疑があり、執行部より、人間ドックについて、最終的に駆け込み受診や医療機関からの請求が遅れてくることもあり、予算不足で払えないというわけにもいかず、最終的にどのくらい予算が残るか予測困難なため、補正をかけることが難しい旨の答弁がありました。

続けて、国民健康保険事業（直診勘定）特別会計、そして、後期高齢者医療事業特別会計、介護保険事業特別会計の審議を行いました。その後、簡易水道事業会計、集落排水事業会計の審議を行い、令和6年度より特別会計から企業会計に変わり、担当職員は苦労するように思う。会計処理に関しては、専門的な知識も必要で、該当年度は支援もあったと思うが、今後はどうなのかとの質疑があり、執行部より、会計方式が単式簿記から複式簿記に変わり、株式会社ぎょうせいの支援を受けており、今後もその支援体制を続ける予定であるとの答弁がありました。慎重に審議を行った結果、全会一致にて、議案第17号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました議案14件の審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長（末若憲二） 以上で委員長の報告を終わります。

続いて討論になります。討論ありませんか。

（「なし」という声あり。）

○議長（末若憲二） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。原案に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおり認定することについて、賛成の方の挙手を求めます。

（「挙手多数」）

○議長（末若憲二） お下ろしください。挙手多数です。よって、議案第17号は委員長報告のとおり認定されました。

執行部から追加議案1件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議案としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長（末若憲二） 全員御異議なしと認めます。よって、議案第18号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。追加日程及び

議案については資料のとおりです。

追加日程第1 議案第18号の上程

○議長（末若憲二） 追加日程第1、議案第18号を議題とします。

追加日程第1、議案第18号美咲第5分譲宅地整備工事の請負契約の締結について、執行部の説明を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（高橋仁志） 追加議案書の3ページをお願いします。

議案第18号美咲第5分譲宅地整備工事の請負契約の締結について、御説明します。本案件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事の請負契約締結について、予定価格が5,000万円を超えるため、町議会の議決を求めるものです。契約の目的は、既に御案内とおり、定住対策の一環として、奈古の美咲に新たに分譲宅地を整備するものです。工事場所は、柳橋団地の郷川を挟んだ対岸側です。契約の方法は、指名競争入札で契約金額は9,821万9,000円、契約の相手方は、阿武町大字福田下1376番の1、有限会社吉岡土建、代表取締役吉岡克己です。なお、完成は来年の3月末としています。

以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二） 以上で議案説明を終わります。

ただいま説明のありました議案第18号については、直ちに議場にて審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長（末若憲二） 御異議なしと認めます。

それでは質疑に入ります。ただいまの執行部の説明に対する質疑はありませんか。1番、米津高明君。

○1番 米津高明 柳橋医院が今、10になっていますけど、そのまだ分譲地が2区画たしか売れ残っているのに、なぜまたこういうふうな大金をかけてやるのかというのがちょっと疑問に思っていますけど、その明確な答え、完売するのかというような答えが欲しい。

○まちづくり推進課長（高橋仁志） 柳橋団地の区画については全て完売しております。

以上です。

○議長（末若憲二） 1番、米津高明君。

○1番 米津高明 完売しているというのは以前にも聞いたんですけど、何も建物も建たないし、それからもう1年か2年ぐらいたっていると思うんですけども、本当に完売しているわけですか。看板も済みというのが全然入れてないし、あれじゃあまだ売れ残っているというような感じで私も見ているんですけども。

○議長（末若憲二） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（高橋仁志） 最終の契約については1週間ぐらい前だったと思います。看板の件については、直ちに対応させていただきます。

○議長（末若憲二） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という声あり。）

○議長（末若憲二） ほかに質疑ないようですので、質疑を終わります。

続いて討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」という声あり。）

○議長（末若憲二） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第18号、美咲第5分譲宅地整備工事の請負契約の締結について、賛成の方の挙手を求めます。

（「挙手多数」）

○議長（末若憲二） お下ろしください。挙手多数です。よって、議案第18号は可決されました。

ここで、全員協議会のため暫時休憩します。委員会室へ移動をお願いします。

休憩 15時40分～16時17分（全員協議会）

○議長（末若憲二） それでは、全員協議会のための休憩を閉じて、会議を再開します。

ここで閉会に先立ち町長が挨拶を行います。町長。

○町長（花田憲彦） 令和7年第3回阿武町議会定例会の閉会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

今9月定例会は、いわゆる決算議会と言われておりますけども、議員各位におかれましては、慎重かつ活発な御審議をいただき、御提案申し上げました各議案等につきまして、いずれも原案どおり御議決、あるいは御承認、また御同意をいただき誠にありがとうございました。

また、長山代表監査委員さん、そして、松田監査委員さんにおかれましては、決算審査に当たり多くの時間を割いていただきとともに、真摯なお取組によりまして、立派な令和6年度阿武町各会計歳入歳出決算審査意見書を作成していただきました。特に、長山代表監査委員さんにおかれましては、今期定例会の初日から今日まで御臨席を賜り、誠にありがとうございました。改めて御礼を申し上げます。

さて、国政においては石破首相が退陣表明をされ、今までに来週の22日告示、そして、10月の4日の開票というふうな、自民党、自由民主党総裁選挙の情勢が国民の耳目を集めているところでありますが、私といたしましては、国政は国政として、その動向は注視しながらも、町は町として、将来を展望した中で、例えば新たな町営診療所を核とした複合施設の建設や町営の学習塾の開設等々、今ある多くの課題の解決に向けて最善を尽くすとともに、真に町民のためになる各施策をぶれることなく着実に実施していくことが最も大事であるというふうに思っております。

いつも申し上げますが、私の政治姿勢は、打てば響く、町民の一人一人に寄り添うまちづくりであります。その意味で、今期定例会においては、町民の代表である議員各位から、様々な御意見、あるいは建設的な御提言等多く頂きましたが、私といたしましては、これらを真摯に受け止めて、しっかりと内容を吟味し、今すぐそれができるか否かはまた別として、職員と一緒にになって、また打てば響くの気概を持って、そして、今以上にスピード感を持って対応、対処するつもりでありますので、今後とも御支援、御協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

さて、現行議員の任期は11月19日までとなっており、阿武町議会議員一般選挙が来月の21日に告示、そして、26日には投開票が行われる予定であります。実質的に皆様方の任期中の議会は今日が最後となるということでございます。この4年間議員各位におかれましては大変お世話になりました。皆様と一緒にになって、町民の福祉の向上、さらには阿武町の発展のためにかんかんがくがくの議論をし、行動できたことを誇りに思っております。また心から感謝を申し上げます。皆様方の多くは再選を目指されていると聞いておりますが、中には今期を最後に退任される方もいらっしゃるかもしれません、再選を目指される方におかれましては、ぜひ再選を果たされまして、また一緒にになって町政を進めてまいりたいというふうに思います。また、退任される方におかれまして

は、今度は一般町民の立場でしっかりと町政を支えていただきますようお願いを申し上げます。

るる申し上げましたが、何はともあれ、この4年間大変にお世話になったことに対し、重ねて御礼を申し上げますとともに、議員各位の今後の御健勝、御多幸を心から祈念し、私の閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

○議長（末若憲二） 以上で町長の挨拶を終わります。

閉会に当たり、私のほうからも一言御挨拶を申し上げます。

9月10日から本日までの10日間開会されました令和7年阿武町議会第3回定例会も、議員各位の積極的な審議により、本日をもって閉会の運びとなりました。御礼申し上げます。本定例会は決算議会ということで、長山代表監査委員さんには、会期を通じての御出席ありがとうございました。また、長山・松田両監査委員におかれましては、本町の財政に係る事務の執行につきまして、例月出納監査、定期監査に加え、令和6年度の決算審査等を的確に実施していただき誠にありがとうございました。

阿武町議会といたしましては、今後も予算執行に対しまして、しっかりと目配りをして、夢と笑顔をあふれる豊かで住みよい文化の町阿武町の創出、さらには地方創生が進められる中、選ばれるまちづくりを一緒になって取り組んできました。

また、先ほどの町長の挨拶にもありましたが、または私も開会の挨拶でも申し上げましたが、我々議員の任期が11月19日までであり、臨時議会がなければこの定例会は最後の議会となります。この4年間は我々議員の質問や質疑に対しまして、執行部からの的確な答弁を頂戴しましたことお礼を申し上げます。

次期議員選挙には御勇退される議員もいらっしゃるようなので、この8人の議会はこれが最後となるますが、これまでの議会に対する御指導、御鞭撻に対し感謝申し上げます。ありがとうございました。

また、今後も引き続き、議会に対しまして御指導、御鞭撻を頂きますとともに、阿武町地域のために御尽力いただきますよう御活躍を願うものであります。また、立候補される方には、またこの議場において、未来の阿武町のまちづくりをしっかりと議論していただくことをお願いいたしまして、閉会の御挨拶いたします。

○議長（末若憲二） 以上で、9月10日から本日までの10日間の全日程を終了

しました。これにて、令和7年第3回阿武町議会定例会を閉会します。全員御起立お願いします。一同、礼。お疲れさまでした。

閉会 16時27分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議會議長 末若憲二

阿武町議會議員 上村萌那

阿武町議會議員 白松靖之